

深谷市立明戸保育園民営化に係る移管先法人募集要項

1. 移管する保育園の概要

- (1) 施設名称 深谷市立明戸保育園
- (2) 所在地 深谷市
- (3) 定員 100名
- (4) 敷地面積 3,481.52㎡
- (5) 延床面積 1,094.824㎡
- (6) 駐車台数 9台（うち障害者用2台）
- (7) 構造 鉄骨造平屋建て
- (8) 建築年 平成21年
- (9) 施設図面 別添のとおり

2. 移管する時期

令和5年4月1日

3. 移管対象

(1) 土地

保育園の運営の継続を条件に貸与します。

賃借料については、移管した日から5年間は無償とし、その後については、深谷市財産規則に基づき算出した額により有償とします。

(2) 建物

現状有姿により無償譲渡します。ただし、建物の隠れた瑕疵について市は一切の責任を負いません。

また、譲与を受けた建物については、法人の負担により所有権に関する必要な登記を行い、直ちに法人の基本財産に編入してください。

なお、市の承諾なしに所有権の移転又は所有権以外の物権の設定を行わないでください。

(3) 備品及び工作物等

現状のまま無償譲渡します。ただし、隠れた瑕疵について市は一切の責任を負いません。

なお、備品は、移管前日までに移管する保育園（以下「移管保育園」という。）が所管している備品に限ります。

(4) 消耗品

無償譲渡します。消耗品は、移管前日までに移管保育園に保管されている事務用品及び食品原材料です。ただし、譲渡後については、市は一切の責任を負いません。

4. 応募資格

次の事項をすべて満たしているものとします。

- (1) 令和2年4月1日現在、深谷市内で認可保育園を経営し、令和2年4月1日を起算日として過去5年間以上の保育実績を有する社会福祉法人又は学校法人であること。
- (2) 市の保育行政をよく理解し、積極的に協力する法人であること。
- (3) 特別保育事業を積極的に行う法人であること。
- (4) 移管保育園を継続して運営できる経営基盤を有している法人であること。
- (5) 深谷市及び法人所在地である市の市税に滞納がない法人であること。

5. 応募条件

移管先法人は、移管保育園が実施している保育内容等を継続して実施することを前提に、次の事項を移管後の履行事項として厳守しなければなりません。

(1) 保育園運営・保育内容

- ①法人自らが、移管保育園を運営すること。
- ②移管を受けた土地、建物及び備品等は保育園運営及び子育て支援に関する事業並びに地域との協働により実施する事業以外の目的に使用しないこと。
- ③移管を受けた土地及び建物内において、政治的活動をしないこと。
- ④移管を受けた土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用は、法人の負担とする。
- ⑤保育園運営にあたっては、保護者の意向を把握するとともに、保護

者の要望に対しては誠意をもって対応すること。また、地域関係者との話し合いの要請に応じ、地域に根ざした運営に努めること。

⑥市の承諾なしに移管保育園の定員を変更しないこと。また、受入年齢は生後2か月からとすること。

⑦障がいのある児童を積極的に受け入れること。

⑧保育時間は、原則として月曜日から金曜日は、前後30分の延長保育を含み午前7時から午後7時まで、土曜日は、午前7時30分から午後6時30分までとするが、これ以上に保育時間を拡大（延長保育）することを妨げない。

⑨開園日は、祝休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除き、原則として月曜日から土曜日とするが、休日保育の実施等でこれ以上に開園することを妨げない。

なお、上記の開園日である月曜日から土曜日に休園する場合については、事前に保護者に説明し、了承を得たうえで実施すること。

⑩法人は、損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対しては、児童のケガ等に備えるために損害保険等への加入を働きかけること。

⑪宗教的活動の多様化に配慮し宗教的な行事は行わないこと。ただし、クリスマス会やひな祭り等の一般的な行事の実施は差し支えないものとするが、行事の変更・追加等については、事前に保護者に説明し、了承を得たうえで実施すること。

⑫運動会等の行事は、土曜日及び日曜日の開催について配慮すること。

⑬一時保育事業を実施すること。また、料金については、原則として現行どおりとすること。

⑭地域子育て支援拠点事業を実施し、一般型（週5日以上）の子育て支援センターを運営すること。

（2）職員配置

①常勤の正規職員である保育士（施設長及び主任保育士を含む。）の全

保育士に対する割合は、7割以上とすること。

②施設長及び主任保育士については、移管保育園の専従とし、いずれも保育士の資格を有し、保育実務経験が10年以上で、幹部職員としての能力及び経験を有する常勤の正規職員を配置すること。

③保育士の3分の1以上は、5年以上の保育実務経験を有する者を配置すること。ただし、幼稚園での経験年数を算入することができる。

④常勤の正規職員である保育士を、年齢児クラスごとに1名以上配置すること。

⑤保育士の年齢構成や経験年数は、低年齢児の保育経験も考慮し、偏りがないようバランスに十分配慮すること。

⑥看護師の配置に努めること。

⑦給食は自園調理方式とし、調理員（栄養士と兼務も可）を3名以上配置すること。なお、調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）を遵守すること。

⑧栄養士（調理員と兼務も可）を1名以上配置すること。

⑨保育士の採用にあたっては、深谷市の公立保育園に勤務している会計年度任用職員を可能な限り採用し、円滑な移管が行えるように努めること。

⑩入園児童の状況を把握し、適切な保育士の配置に努めるとともに、入園児童との関係を重視し、原則として年度途中での保育士の交代は行わないこと。また、職員の雇用にあたっては、保育の継続性にも配慮すること。

⑪障がいのある児童の保育経験がある保育士又は障がいのある児童の保育に関する研修等を受講した経験のある保育士を1名以上配置すること。

⑫法人の職員の資質向上（人材育成）を図るため、職員研修計画書を作成し、県、市又は各種団体が主催する研修に積極的に参加すること。ただし、通常保育の妨げにならないようにすること。

（３）保護者の費用負担

①既に入園している児童の保護者負担は、原則として現行を上回らないこと。ただし、保育サービスの提供の対価として費用を求める場合は、事前に保護者に説明し、了承を得たうえで実施すること。

②帽子・カバン等は、現在使用しているものをそのまま使用することができるようにすること。また、新たに統一した園児服等を採用する場合は、事前に保護者に説明し、了承を得たうえで実施すること。

③保護者会費の金額の決定は保護者に委ねること。

（４）給食について

①３歳児以上の主食材（米飯等）については、完全給食を提供できる体制を整える用意があること。

②給食の提供にあたっては、「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」（令和２年３月３１日子母発０３３１第１号）に基づき、児童の体調や食物アレルギーに応じた除去食・代替食等の対応を行うこと。

③食育基本法（平成１７年法律第６３号）を遵守し、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。また、献立は月単位等であらかじめ保護者に通知すること。

（５）三者協議会・引継ぎ等

①移管先法人として決定した場合は、速やかに市と合同で保護者説明会を開催するとともに、その後も定期的に開催すること。

②移管先法人として決定した場合は、速やかに保護者代表者、法人及び市の三者で構成する三者協議会を設置し、定期的に開催すること。

③移管する１年前から、施設長予定者及び主任保育士予定者を移管保育園に派遣し、保育園運営に関する引継ぎ（以下「引継保育」という。）

を行うこととし、引継保育の内容、職員配置等については、市と協議すること。

④引継保育期間の最後の3か月間（移管する直前の1月から3月までは、移管保育園の勤務予定保育士を移管保育園に派遣し、当該期間に勤務している移管保育園の保育士と引継ぎのための保育（以下「合同保育」という。）を実施し、移管先法人は各クラスに保育士を配置すること。また、合同保育に参加した保育士を移管後、各クラスに配置すること。

⑤保育士以外の勤務予定者についても、合同保育期間中に移管保育園に随時派遣し、引継ぎを受けること。

⑥移管後、市の職員が保育内容等の確認のために訪問する時は、協力すること。

（6）留意事項

上記（1）～（5）について、下記の2点を遵守すること。

①移管後、直ちに要望・意見等処理窓口を設置し、要望・意見等の適切な解決を図ること。

②国、県及び本市が実施する監査等に協力し、その指導、指示に従うとともに、その他必要に応じて市との協議に応じること。

（7）その他

①移管後の保育園の名称は三者協議会で協議のうえ決定すること。

②移管先法人として決定した場合、法人が既に運営している保育園を廃止しないこと。

③市の承諾なしに、移管保育園を廃止しないこと。

6. 応募について

（1）応募書類の配布

配布方法 深谷市ホームページに掲載しますので、必要に応じ様式をダウンロードしてください。

掲載期間 令和2年7月16日（木）から令和2年9月7日（月）まで

(2) 募集に関する説明会

募集に関する説明会を下記のとおり開催します。参加しない法人については応募ができません。応募を希望する法人は、説明会に必ず出席してください。出席者については、保育園に勤務している職員の代理出席も認めます。

日 時 令和2年7月29日（水） 午後6時00分から

場 所 明戸保育園

出席者 1法人につき2名まで

申し込み 参加希望の法人は、令和2年7月22日（水）午後5時までに、深谷市立保育園移管先法人選定委員会事務局まで、法人名、担当者連絡先を明記して電子メール又はFAXでご連絡ください。

(3) 募集要項等に関する質問

募集要項の内容等に関する質問は下記のとおり受け付けます。なお、電話や窓口での口頭による質問は受け付けません。

また、説明会に出席しなかった法人の質問についても受け付けません。

受付期間 令和2年8月 3日（月）午前8時30分から
令和2年8月12日（水）午後5時15分まで

受付方法 募集要項等に関する質問書（様式7）に記入のうえ、深谷市立保育園移管先法人選定委員会事務局まで、電子メール又はFAXで提出してください。

回 答 全ての質問及び回答については、説明会に出席した全法人に、令和2年8月24日（月）に電子メールで回答します。

(4) 応募方法

応募にあたっては、本要項所定の応募書類を下記により提出期間中に持参してください。郵送、電子メール、FAX等による受付はできません。

提出書類 本要項「7. 提出書類について」のとおり

提出部数 提出書類Ⅰについては原本を1部
提出書類Ⅱについては10部

提出期間 令和2年9月1日（火）から令和2年9月7日（月）まで
各日、午前8時30分から午後5時15分まで

提出場所 深谷市役所こども未来部保育課内
深谷市立保育園移管先法人選定委員会事務局

（5）提出書類の作成上の留意点

提出書類は原則としてA4版で作成し、本要項「7. 提出書類について」の記載順に並べ、項目名を記載した仕切紙を入れ、クリップ止めをして提出してください。

（6）留意事項

①応募法人は、応募申請書等の提出をもって、本要項の記載内容に承諾したものとみなします。

②提出された書類等は原則として返却しません。

③必要と認める場合は、追加資料を提出していただくことがあります。

④引継期間において、本市では、移行に係る在園児の負担を軽減し、円滑な民営化を推進するため、法人より移管保育園に派遣する職員（上記5.（5）⑤に係る、保育士以外の勤務予定者を除く。）の人件費の一部の負担等の支援を行う予定ですが、応募及びその他必要な費用は法人の負担とします。

⑤提出された書類は、深谷市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）に基づき、原則としてすべての関係書類等が情報公開請求の対象となります。

ただし、関係書類中に公開することにより事業活動に支障をきたす恐れのある情報を含む情報公開請求があった場合は、情報公開条例の規定に反しない範囲で非公開とする部分を定めます。

なお、応募法人名及び移管先として選定された法人名並びに保育方針については公開します。

⑥提出書類の虚偽の記載をした場合や審査に影響を及ぼすような不正行為があった場合は落選とします。

7. 提出書類について

(1) 提出書類Ⅰ

- ①明戸保育園移管先法人応募申請書（様式1）
- ②法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ③定款（原本証明すること。）
- ④就業規則、給与規程（給与表、退職規程、準職員の取扱いに関わるものを含む。全て原本証明すること。）
- ⑤市税に滞納がないことの証明書（非課税の場合も提出すること。応募申込日の前日から遡って3か月以内に発行されたもの。）

(2) 提出書類Ⅱ

- ①社会福祉法人は、社会福祉法人現況報告書1式（直近3期分）の写し
学校法人は、私立学校法第47条に規定する書類（財産目録等及び監査報告書）1式（直近3期分）の写し
- ②処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書及び別表（直近3期分）の写し
- ③所管庁へ提出した直近の保育所指導監査資料及びその指導監査結果報告書の写し
- ④職員人員異動表（様式2）
- ⑤法人保育内容等説明書（様式3）
- ⑥事業計画書（様式4）
- ⑦運営収支計画書（様式5）

⑧現施設長及び主任保育士（移管保育園での勤務予定者が決まっている場合は、その予定者を含む。）の履歴書（様式6）及び保育士証の写し

8. 審査・選定について

（1）選定方法

学識経験者、保護者代表者、関係機関等の代表者及び市保育関係者による深谷市立保育園移管先法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された書類に基づき審査・選定を行い、その選定結果をもとに法人と市とで詳細を協議したうえで市が決定します。

原則として、第一次審査及び第二次審査による審査・選定を行います。

第一次審査では、書類を中心に審査を行い、第二次審査では、選定委員会による現地調査及び選定委員会に対しプレゼンテーションを行っていただきます。

選定委員会は原則非公開としますが、プレゼンテーションは公開で行います。

審査の結果、移管にあたり適当な法人がないと選定委員会が判断した場合は、応募法人から移管先法人を選定しないことがあります。

（2）第一次審査

第一次審査は次の評価項目について評点を行います。

1. 既存園の運営状況について

- ・応募理由について
- ・法人の基本理念について
- ・保育方針について
- ・保育内容及び実績について
- ・特別保育事業の取組みについて
- ・事故防止・安全管理体制・自然災害対策について
- ・衛生管理体制・感染症対策について
- ・法令遵守体制について
- ・職員処遇について
- ・職員研修の実施について
- ・保育士の経験年数及び定着について
- ・財務内容の健全性について

2. 移管後の保育園運営について

- ・就任予定者の適格性について
- ・開園時間等について

- ・職員配置計画について
- ・職員採用について
- ・既存園との人事交流・相乗効果について
- ・職員研修に対する考え方について
- ・特別保育事業の実施について
- ・保育方針について
- ・保育内容について
- ・保育行事について
- ・障がいのある児童の保育について
- ・給食、食育等に対する考え方について
- ・地域子育て支援事業について
- ・要望・意見等処理制度への取組みについて
- ・保護者会等に対する考え方について
- ・保護者負担金に対する考え方について
- ・給食費について
- ・三者協議会に対する考え方について
- ・その他保育の質及びサービス向上のための取組みについて
- ・運営収支計画について

(3) 第二次審査

第二次審査は次の評価項目について、①及び②により評点を行います。

- ・法人及び施設長等の状況について
- ・運営に係る基本事項について
- ・既存園の保育環境について
- ・既存園の保育内容について
- ・移管後の保育内容について
- ・給食・安全管理等について
- ・保護者への対応について

①現地調査の実施

応募法人が現在運営している保育園の現地調査を行います。

日時については、令和2年10月頃を予定していますが、詳細については、令和2年9月上旬頃に通知します。

また、移管保育園に在園する保護者に対しても、保育園の見学への配慮をお願いします。

②プレゼンテーション

応募書類の内容及び法人代表者、施設長、主任保育士等（各予定者を
含む。）の保育に関する考え方、移管後の保育園の運営方針等について、
プレゼンテーションを行っていただきます。

プレゼンテーションは、令和2年11月2日（月）を予定していますが、
詳細については、令和2年9月上旬頃に通知します。

（４）選定結果の通知

結果については、選定された法人名等を公表するとともに、令和2年
11月下旬までに全ての応募法人へ通知します。

9. その他

①本市の公立保育園は、深谷市保育園条例により定められています。この
ため、移管にあたっては、市議会において同条例の改正の議決が必要にな
ります。仮に、議決が得られない場合には、移管事務を停止します。この
場合において、本市は損害賠償等の責任は一切負いません。

②移管にあたっては、本要項及び本市と締結する各契約事項等を誠実に履
行してください。これらに違反し、継続しがたい行為を行った場合は、移
管事務を停止し契約を解除することがあります。この場合において、本市
は損害賠償等の責任は一切負いません。

また、本市に損害が生じた場合は、法人に損害賠償を請求する場合があ
ります。

問い合わせ先

〒366-8501 深谷市仲町11-1

深谷市役所こども未来部保育課内

深谷市立保育園移管先法人選定委員会事務局

TEL：048-571-1211（内）3385

FAX：048-551-4480

電子メール：hoiku@city.fukaya.saitama.jp